

各 部 局 長  
議 会 事 務 局 長  
公 営 企 業 局 長  
教 育 長  
警 察 本 部 長  
監 査 委 員 事 務 局 長

} 様

土木部長

入札公告期間中の設計内容の軽微な変更の試行について（通知）

これまで、現場の状況に応じた適正な設計・積算に取り組んでいるところですが、入札公告期間中の入札参加者からの質疑等により、設計内容を変更することが必要となる場合があります、その場合には、変更の程度にかかわらず、当該入札を中止することとしています。

しかしながら、中止した場合には再度の入札公告を行うこととなり、入札参加者の技術者確保の負担や社会資本整備の遅延といった社会的損失も少なくありません。

このことから、設計内容の軽微な変更で入札の公平性に支障がないと判断されるものについては、入札を中止せずに、設計内容を変更し、入札参加者に当該変更を通知することにより、入札を続行することができる取扱いに変更することとします。

今後の入札公告については、下記のことに留意して取り扱うこととしてください。

記

**1 対象となる契約方法**

一般競争入札

**2 試行内容の概要**

入札公告期間中の質疑等を踏まえ予定価格の算出基礎となる設計書の内容について再精査を行い、その結果、設計内容の軽微な変更が必要となった場合は、入札公告期間中に変更後の設計書の決裁を受けた後、一般競争入札参加資格確認申請書提出者へ変更資料等を再提示した上、入札を続行する。

《パターン1》

設計金額の変更なし（現行どおりの運用）

→ 当初施行何で添付した実施設計書にて予定価格を調製する。

《パターン2》

設計金額の変更あり（入札参加者の質疑等を踏まえ設計金額を変更する場合。）

→ 最終設計書として決裁したうえ予定価格を調製する。

※入札を続行することができる場合は、入札参加資格要件及び入札参加条件が同じで、工期等が大幅に変わらず、かつ、設計内容の変更が入札の公平性を害さない程度に軽微なものであると認められる場合に限る。これに当たらない変更は入札を中止すること。

3 入札公告のスケジュールについて

入札公告スケジュールについては、以下に示すとおりとする。

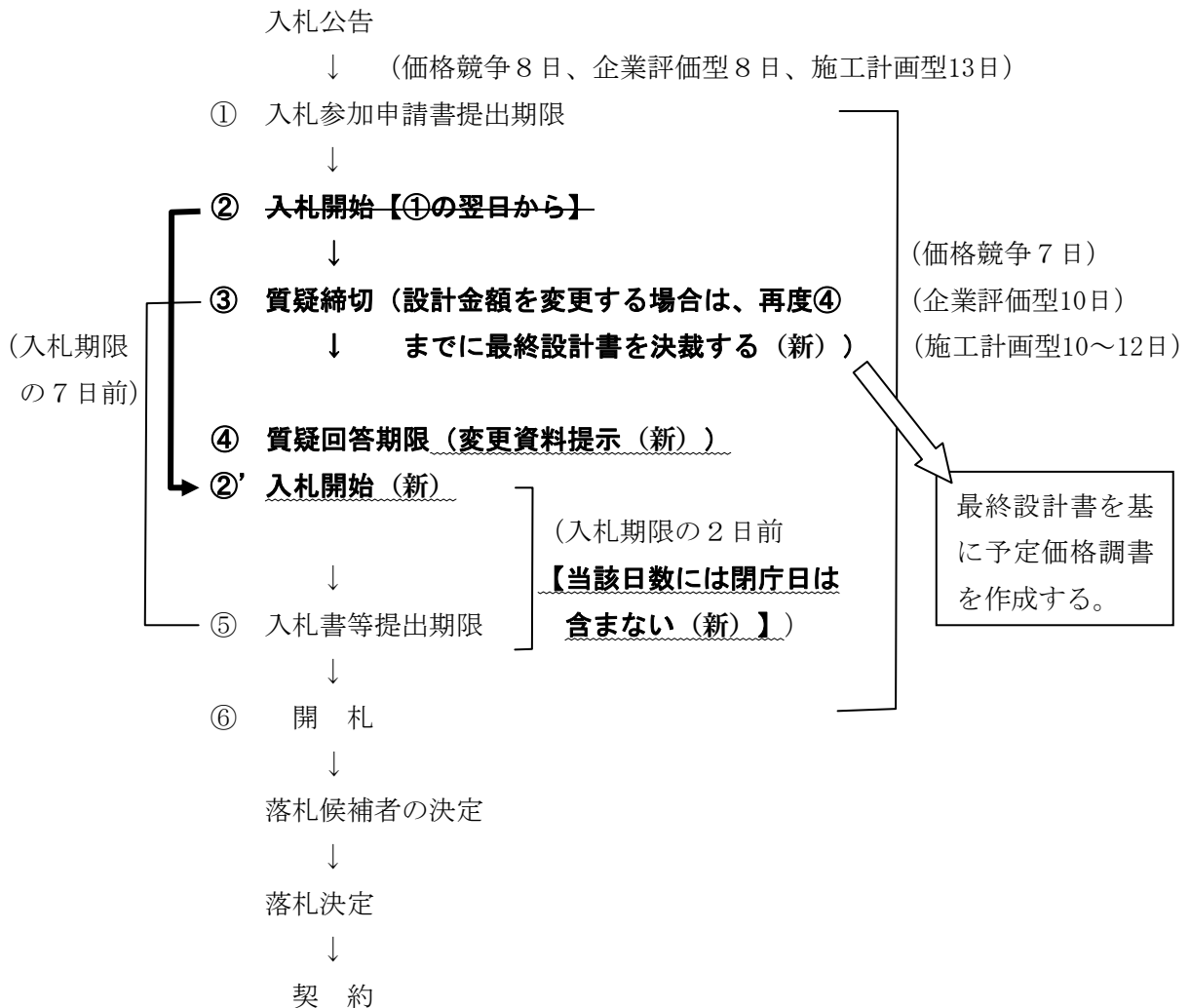
(1) 入札開始時期を質疑回答期限後に設定する。

(質疑回答後に電子入札システムより全業者資格有とし入札を行えるようにする。)

(2) 質疑回答期限を入札期限の2日前【当該日数には閉庁日は含まない。】とする。

原則として、標準スケジュールを設定するものとするが、質疑締切日の翌日から質疑回答期限の前日までの期間に閉庁日を3日設定するよう入札締切日を繰り下げることができるものとする（別添参照）。

(3) 入札公告スケジュールの例



#### 4 設計金額を変更する場合の事務処理

質疑回答（案）の伺いに原則、変更した設計書を添付して決裁する。  
決裁後、開札までに予定価格を調製する。

#### 5 回議書及び入札公告の記載例

##### (1) 設計金額を変更する場合の回議書例

件名：一般競争入札公告に係る質疑書への回答について
内容：現在、入札公告中の下記の工事に対し、提出された質疑に基づき内容を精査した結果、別添設計書へ変更することとしてよろしいか。 また、決裁の上は、一般競争入札参加資格確認申請書提出者全員に対し別紙（案）のとおり回答してよろしいか。
記
工事番号     〇〇第〇〇号
工 事 名     〇〇〇〇改良工事

##### (2) 入札公告例

一般競争入札（電子入札・事後審査・総合評価あり・単独）

<b>公告（個別事項）</b>
〇〇川特定構造物改築工事について一般競争入札（以下「入札」という。）を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。
平成 年 月 日
高知県知事 尾崎 正直
第1～第2 略
第3 入札日程等に関する事項
1～2. 略
3. 設計図書等の質疑
※「回答期限」を入札期限の2日前（ <u>当該日数には閉庁日は含まない。</u> ）の日とする。
4. 入札書の提出
※「入札期間」は、回答期限後から開札日の前日までとする。
5・6. 略
第4～第6 略
第7 その他事項
※「 <u>質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。</u> 」との文言を追記する。
以上

#### 6 設計内容の軽微な変更を行う場合の報告

本通知に基づいて、設計内容の軽微な変更を行おうとする場合は、事前に土木部建設管理課契約担当に報告してください。

## 7 施行日

この変更は、平成27年2月1日から施行し、同日以後に公告を行う一般競争入札から適用することとします。

## 8 その他留意事項

- (1) 試行期間は、平成27年2月1日から当分の間とします。
- (2) この試行により、入札の開始が、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限後から質疑書に対する回答後に変更されていますので、ご注意ください。
- (3) 各要領等については、試行後の検証を踏まえて改正を検討します。

## 9 問い合わせ先

土木部建設管理課契約担当（内線9813）

○ 入札公告スケジュールの流れ

平成27年2月1日以降の一般競争入札公告スケジュールについて、入札開始時期を  
質疑回答後に見直します。

(入札公告スケジュールの流れ)

入札公告



① 入札参加申請書提出期限



② 入札開始【①の翌日から】



③ 質疑締切



④ 質疑回答期限 ②' 入札開始(新)



⑤ 入札書等提出期限



⑥ 開札



落札候補者の決定



落札決定



契約

質疑書等に基づき設計内容の軽微な変更を行うこともあるので、質疑に対する回答書等を踏まえて入札すること。

【質疑回答期限】

(⑤入札書等提出期限 の2日前)

【当該日数には閉庁日は含まない(新)】